

学校法人本山学園評議員報酬規程

(報酬)

第1条 学校法人本山学園寄附行為第40条により、評議員の報酬は無報酬とする。
ただし、日当・交通費については法人の支給規程により支給する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。